

悉皆調査委員会調査を契機に判明した不適切な事案について

《事案1》

(内容)

共済推進担当者による共済契約者への情報提供義務違反及び意向把握・確認義務違反、不適切事務にあたる共済契約者・被共済者との無告知・無面接・代筆による契約締結

(当事者)

J A おおいた 北部事業部 農業振興部 正職員 男性 (40代)

(事案の概要)

2020年10月に、北部事業部宇佐支店において、既存共済契約に関する契約変更の申出を契約者の親族から受けた際に、当事者は、本来行うべき契約者への面談及び契約内容の説明を行わず、申出人である契約者の親族に対して説明を実施。契約者本人ではなく親族が契約したことが発覚したものの。

契約当時、契約者は申出人とは別に県外に居住していたが、当事者は契約までに申出人宅を複数回訪問し説明を行い、加入意思の確認は親族が契約者へ行っているものと認識していたもの。

(再発防止策)

再発防止策として、契約時における確認シートの作成及び支店長等管理者による採契者への確認を徹底することで再発防止に取り組んでいます。

(本事案における対応)

- (1) 類似案件調査を実施し、類似案件がない事を確認しています。
- (2) 当事者について組合規則に則り処分を行いました。

《事案2》

(内容)

元職員による定期貯金証書の偽造

(当事者)

元 J A おおいた 南部事業部 正職員 男性 (60代)

(事案の概要)

2018年4月に南部事業部野津支店に偽造された定期貯金証書(取引日及び預入日:2007年3月30日)の持ち込みがあり、持ち込み者(当事者の義妹)の親族であった当事者にヒアリングした際に、当事者が定期貯金証書の偽造を認めたもの。

なお、当該偽造定期預金証書は窓口担当者が偽造を見抜き解約処理は行っていない。

発覚当時、当 J A は、本事案は当事者の家庭内の問題であり、J A に損失が発生していないことから不祥事に該当しないと判断。本来、不祥事として報告すべき県や中央会、各連合会に報告しなかったもの。

(再発防止策)

疑義案件が出てきた際は県、中央会等の指導機関に対し前広に相談するとともに、職員のコンプライアンス意識向上への取組みを強化します。

(本事案における対応)

- (1) 類似案件調査を実施し、類似案件がない事を確認しています。
- (2) 関係者について組合規則に則り処分を行います。

《事案3》

(内容)

ライスセンター担当職員（嘱託職員）による屑米代金の一部着服

(当事者)

J A おおいた 豊肥事業部 農業振興部 嘱託職員 男性（60代）

(事案の概要)

2016年度当時、豊肥事業部ライスセンターに勤務していた当事者が、屑米精算処理時に屑米を取引業者へ販売した数量と生産者から受入した合計数量とに誤差（販売数量が受入数量よりも多い）が発生。原因を調査したが判明せず、誤差分（279kg：32,618円）を生産者の一人である当事者個人が出荷した屑米数量に加算して最終精算し、当事者貯金口座へ入金し着服したものの。

2021年10月に、当事者自身からの申し出により発覚。

(再発防止策)

現在、関係機関の協力を受けながら、事務フロー等の再精査を実施しているほか、内部統制強化に向けた仕組みの構築に向けた検討を進めております。

(本事案における対応)

- (1) 全事業部での類似案件調査を行います。
- (2) 関係者について組合規則に則り処分を行います。

以上